

いつもお世話になります。

夜空に輝く美しい花火。その花火を打ち上げる花火師。花火師は、「煙火消費保安手帳」の交付を受けている人達をいいます。花火会社関連に就職した限られた人しか交付しないそうです。その就職は機会が限られるそうです。難しいですね。今月もよろしくお願い致します。



私たちが感銘を受けた

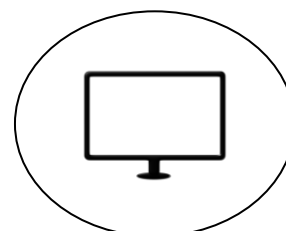
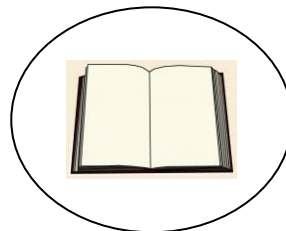
先人の言葉

目的を見つけよ
手段はついてくる

マハトマ・ガンジー
(名言・座右の銘より)

人生は見たり、聞いたり、 試したい

人生は見たり、聞いたり、試したりの3つの知恵でまどまっているが、多く人は見たり聞いたりばかりで、一番重要な“試したり”をほとんどしない。

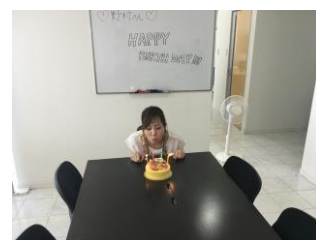


(元気手帳3より)

今月のいろいろ「掲示板」

【所員 野村さんの誕生日会】

7月25日は野村さんの誕生日でした。サプライズ予定にもかかわらず私の挙動不審な態度でみんなからブーイングを受けましたが野村さんは気付いてなかったようで喜んでもらえました。サプライズ大成功★ 山田



知っとこ！「税務のママ知識」

❖ 就活生に対する自社製品の贈与 ❖

今回は会社説明会などでお配りする、自社製品の贈与に関するお話です。

一部の企業では、会社説明会場等で自社製品を配布したり、不採用となった学生宅に「今後とも弊社をよろしく」という趣旨のメッセージを添えて自社製品を送付したりする場合もあるようです。これらに要した費用は、「交際費等」には該当せず「広告宣伝費」となります。

交際費等とは、「得意先や仕入先等」に対する「接待、供給等」の行為のために支出する費用をいいます（措法61の4④）。一方で広告宣伝費とは、販売促進や企業の知名度アップ等を目的とする広報活動費用をいい、「不特定多数の者」に対して「広告宣伝効果を意図」して支出する費用は広告宣伝費となります。（措通61の4（1）-9）。

今回のケースでは、①企業が贈与した物品が自社製品であり、②贈与した相手が「得意先等」ではなく、「接待、供給等の目的」でもないこと等から、通達で示されている「一般の工場見学者等に製品の試飲、試食をさせる費用（措通61の4（1）-9（5））」と同様のものであるといえます。いずれも会社の良さを知らしてもらいたい、今後の購買につなげる「広告宣伝効果を意図」した物品贈与であると考えられるためです。

また、自社にエントリーしてきた学生や不採用となった学生を「不特定多数の者」と言えるかについては、自社に就職を希望する学生等である就活生も、一般消費者であることに変わりはないため、企業側から見れば「不特定多数の者」となるといえます。不採用となった学生に自社製品を贈与する場合でも、不採用者は不特定多数の者の中から結果的に選出したにすぎず、不特定者であることに変わりはないと考えられます。

引用：週刊税務通信



事務所あれこれ日記

先月、所員みんなで郡上で鮎を食べに行ったとき、
サンプル工場にも行ってきました！
それぞれ好きなサンプルのキーホルダーを作ってきました！
事務所の鍵をつけておこうと思います。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

